

行動規範

はじめに

教育委員会は、学区職員が生徒の為、中断又は、妨害のない質の高い教育事業を遂行出来る様、安全で秩序ある学校環境を提供する事を約束する。生徒や訪問者の責任ある行動は、この目標達成に不可欠である。

学区は、長年に亘って学校私有地、学校行事での行動に対して目標を設定している。これらは、礼儀正しさ、相互尊重、市民権、特徴、寛容、誠実、高潔の信念に基づいている。

委員会は、学校私有地での容認可能な行動へのこれらの目標を明確に定義づけ容認不可能な行動が及ぼす可能な影響を確認し、必要であれば早期、適正に懲戒が執行されることを保証する必要性を認識している。この為、委員会は、この行動規範（規範）を採用する。

特記のない限り、この行動規範は、学校私有地内、又は、学校行事に参加中の全生徒、訪問者に適用される。

[ここに入力]

行動規範

定義

次の定義がこの規範で適用される。

「破壊的生徒」とは、実質的に教育過程の中断、教室での教員の権限への妨害をする小、中学生の生徒を意味する

「保護者」とは、親、後見人もしくは、生徒と親子関係にある者を意味する。

「学校私有地」とは、学校建物内、構造内、運動場内、遊び場内、駐車場内又は、公立小学校、中学校の不動産境界線内にある土地内、もしくは、自動車、道路交通法第 142 条で定義づけられている通り、スクールバス上又は、中を意味する。

「学校行事」とは、学校が後援しているいかなる課外行事、又は、活動を意味する。

「暴力的生徒」とは、下記の行為をする生徒を意味する。

1. 学校職員に対して暴力的行為をする又は、試みる。
2. 学校私有地内又は、学校行事中、他の生徒もしくは、学校私有地内に合法的にいる又は、学校行事に参加する者に対して暴力的行為をする又は、試みる。
3. 学校私有地内又は、学校行事中、武器を所持する。
4. 学校私有地内又は、学校行事中、武器を見せびらかす。
5. 学校私有地内又は、学校行事中、武器を使用すると脅迫する。
6. 学校職員又は、合法的に学校私有地にいる、もしくは、学校行事参加中の者の私有物を故意に損傷、破壊する。
7. 故意に学校区私有物を損傷、破壊する。

「武器」とは、小火器を意味しガンフリースクール法の為、18USC § 921 (タイトル 18 米国コードセクション 921) で定義づけられている。また、死傷の原因となり得るいかなる銃、ビービーガン、ピストル、リボルバー、ショットガン、ライフル、マシンガン、変装銃、短剣、短刀、剃刀、小剣、切り替え可能ナイフ、重力ナイフ、真鍮ナックル、ぱちんこ、金属ナックルナイフ、ボックスカッター、杖剣、電子ダーツガン、カンフー手裏剣、電子スタンガン、催涙スプレー又は、有害スプレー、爆弾、傷痕弾もしくは、物理的死傷力ある他の装置、道具、材料又は、物質も含む。

[ここを入力]

行動規範

「障害」とは、(a)正常な身体機能の運動を妨げる、もしくは、医学的容認された臨床又は、検査診断技術によって証明可能である解剖学的、生理学的、遺伝子学的又は、神経学的条件からなる身体、精神、又は、医学的損傷を意味する。あるいは、(b)当該損傷の記録もしくは、(c)他者によって当該障害と見なされた状態を意味する。但し雇用を扱うこの行動規範の全条項では、障害に限り合理的配慮の上、申し立て人が合理的方法で就職活動、職業維持に関連した活動を遂行することを妨害しない。

「職員」とは、学区から給与を受給している者、契約しているサービス提供者の社員又は、社会福祉法5条タイトル9Bに準じて公的扶助の雇用プログラムによって配属された労働者を意味し当該学区の生徒あるいは、直接雇用又は、契約雇用された職員への当該者による当該サービス提供では、当該タイトル条項と合致して、生徒との直接接触が伴う。

「性的指向」とは、事実上又は、認識された異性愛、同性愛、両性愛を意味する。

「差別行為」とは、一生徒もしくは、複数の生徒および／又は、学校私有地内にいるもしくは、学校行事に携わる一職員又は、複数の職員により行われる他生徒に対しての差別で事実上又は、認識された人種、皮膚の色、体重、国籍、民族、宗教、障害、性指向、性、もしくは、性別を基準に行われる差別を含むがそれらに限定されない。

「ハラスメント、」「いじめ」とは、行為もしくは、生徒の学習能力、機会、利益又は、精神的、感情的、肉体的健康を理不尽、実質的にも妨げる効果又は、その可能性があったサイバーいじめを含めた脅迫、脅し又は、虐待、により起こる非友好的な環境を意味する。また、生徒に身体的安全性への危険を適度に感じさせる又は、その可能性が見込める行為、脅迫、脅し、虐待でもある。あるいは、生徒への身体的損傷、感情的傷の原因と当然なる又は、なりえる行為、脅迫、脅し、虐待を意味する。学校私有地外でも起こり、学校環境内で実質的な混乱の危険を生じる、もしくは、生じる可能性がある。その行為、脅迫、脅し、虐待は、学校私有地にも及ぶ事が予見可能である。ハラスメントやいじめ行為は、事実上又は、認識された人種、皮膚の色、体重、国籍、民族、宗教、障害、性指向、性、又は、性別を基準にされる差別を含むがそれらに限定されない。この定義の為、「脅迫、脅し、又は、虐待」という用語は、言語的及び、非言語的行動を含む（強調追加。）

[ここを入力]

行動規範

生徒の権利と責任

委員会は、学区の生徒達が持つ連邦及び、州憲法、法令、学区の方針によって与えられた全権利を保証する。学区は、これらの権利に関係する全ての連邦、州及び、地域の法律を認識しこれらの権利には、特定の責任が伴う事を生徒に気付かせる。

学区生徒の権利や自由が尊重される環境を提供すること及び、生徒の最大の可能性を引き出し興味や能力を刺激する機会を与えることが学区の目標である。生徒が適切な態度で他の生徒の権利を侵害することなくこれらの興味や勉学を追求している限りこれらの機会は、与えられる。

A. 生徒の権利

各学区生徒の権利とは：

1. 安全、健康的、規律正しい、礼儀正しく協力的な学校環境を提供される。
2. 事実上又は、認識された人種、皮膚の色、体重、信念、国籍、民族、宗教、信仰、障害、性的指向、性又は、性別に関係なく同基準で学区の全行事に参加する。
3. 適正法手続きにより法的十分な原因と決定され授業や参加の一時停止中でない限り学校へ登校し授業に参加する。
4. 学区の方針、規則、規約、条件の再検証、必要に応じて学校職員による説明を受ける。
5. 教育法セクション 3214 に準じて生徒の権利が守られた上で停学になる。
6. また、全懲戒事項において懲戒処罰を科した専門職員に対して事実や当処罰に至った状況について弁明する機会を生徒に与えられる。

B. 生徒の責任

各学区生徒の責任とは：

1. 生徒に関する学校区の方針、規約、規則を知り遵守する。
2. 全ての学業、課外活動に最善を尽くし可能な限り高水準に達するよう努力する。
3. 学校が後援している課外行事に参加する際、生徒は、学区代表として最

[ここを入力]

行動規範

高水準の行為、態度、スポーツマン精神で行動し自分の行動に責任を持つ。

4. 懲戒処分の可能性がある問題を解決するにあたって助けを得る。
5. 学校及び、授業へ規則的に出席する。
6. 学習に対して協力的、伝導的環境の維持に貢献し他人や私有物を尊重する。
7. 生徒の健康、安全性、福利に堅実な基準に従い校内で規則正しく効率的に機能出来る服装をする。
8. 学校に構築的に貢献し学校関連問題の状況を適正に報告する。

行動規範

重要協同者

A. 保護者

全保護者に要求される事：

1. 子供（達）の教育は、学校コミュニティーと保護者の共同責任である事を認識する。
2. 参加及び学習態勢で子供達を学校へ送り出す。
3. 子供達が時間厳守で規則的に学校に出席する事を確実にする。
4. 欠席は、免責される事を確実にする。
5. 生徒服装規範に整合するよう服装、髪を整える事を子供達に強調する。
6. 民主社会において安全、規則正しい環境維持の為、適切な規則の必然性を理解させる。
7. 校則に精通し子供達にも理解させる。
8. 教育及び学区に対しての協力的態度について伝える。
9. 教員、他の保護者及び子供達の友人と良好な関係を構築する。
10. 仲間の圧力に対し効率的に対処できるよう助ける。
11. 生徒の行動又は、成績に影響しうる家庭での変化を学校に報告する。
12. 学習環境を整え宿題の完了を確実にする。

B. 教員

学区教員に求められる事：

1. 事実上又は、認識された人種、皮膚の色、体重、国籍、民族、宗教、信仰、障害、性的指向、性又は、性別に関係なく全生徒に対して生徒の自己概念及び、学ぶ自信を強化するよう相互尊重及び尊厳ある風潮を守る。
2. 学校方針及び校則に精通し適正かつ一貫して施行する。
3. 生徒と話し合う：
 - a. 教室での規則
 - b. 教室での規則違反の分岐
4. 暴力的生徒について校長へ報告する。
5. いかなる生徒、学校職員、合法的に学校私有地内にいる者又は、学校行事に来ている者の感情的又は、身体的健康を脅かす差別及び、ハラスメント又は、いかなる状況の問題に取り組む。

[ここに入力]

行動規範

6. 学校内又は、教室の環境内の全生徒の同等待遇の妨げになりえる個人的偏見に取り組む。
7. 目撃された、又は、教員へ指摘された差別及び、ハラスメント事件は、速やかに報告する。

C. ガイダンスカウンセラー

1. 委託された全生徒のカウンセリングに対応する。
2. 事実上又は、認識された人種、皮膚の色、体重、国籍、民族、宗教、信仰、障害、性的指向、性又は、性別に関係なく全生徒に対して生徒の自己概念及び学ぶ自信を強化するよう相互尊重及び尊厳ある風潮を維持する。
3. いかなる生徒、学校職員、合法的に学校私有地内にいる者又は、学校行事に来ている者の感情的又は、身体的健康を脅かす差別やハラスメント及び、いかなる状況の問題に取り組む。
4. 学校内又は、教室の環境内の全生徒の同等待遇の妨げになりえる個人的偏見に取り組む。
5. 目撃された、又は、ガイダンスカウンセラーへ指摘された差別及び、ハラスメント事件は、速やかに報告する。

D. 校長／行政職員

1. 積極的な授業及び、事実上又は、認識された人種、皮膚の色、体重、国籍、民族、宗教、信仰、障害、性的指向、性又は、性別に関係なく全生徒に対しての学習支援し安全、規則正しい、刺激ある学校環境を促進する。
2. 生徒が定期的に校長と話す及び、苦情の救済を校長に相談する機会を保証する。
3. 行動規範の施行及び、全ての案件が速やかに且つ適正に解決される事の確保に責任を持つ。
4. いかなる生徒、学校職員、合法的に学校私有地内にいる者又は、学校行事に来ている者の感情的又は、身体的健康を脅かす差別やハラスメント及び、いかなる状況の問題に取り組む。
5. 学校内又は、教室の環境内の全生徒の同等待遇の妨げになりえる個人的偏見に取り組む。
6. 目撃された、又は、校長／行政職員へ指摘された差別及び、ハラスメント事件は、速やかに報告する。

[ここに入力]

行動規範

E. 教育長

1. 積極的な授業及び、事実上又は、認識された人種、皮膚の色、体重、国籍、民族、宗教、信仰、障害、性的指向、性又は、性別に関係なく全生徒に対しての学習支援し安全、規則正しい、刺激ある学校環境を促進する。
2. 学区行政職員と共に委員会の方針及び、学校活動、管理に関連した州及び、連邦法を再検証する。
3. 生徒規律に関する教育傾向を委員会へ報告する。
4. 職権乱用問題を最小限に抑え生徒や教員の必要に敏感である教育プログラムを創設するよう努める。
5. 学区行政職員と協力し行動規範を施行し速やか且つ適正に全案件の解決を確保する。
6. いかなる生徒、学校職員、合法的に学校私有地内にいる者又は、学校行事に来ている者の感情的又は、身体的健康を脅かす差別やハラスメント及び、いかなる状況の問題に取り組む。
7. 学校内又は、教室の環境内の全生徒の同等待遇の妨げになりえる個人的偏見に取り組む。
8. 目撃された、又は、教育長へ指摘された差別及び、ハラスメント事件は、速やかに報告する。

F. 教育委員会

1. 学校私有地内、学校行事中での生徒、学区職員及び、訪問者の行動に要求されることを明白に定義づける行動規範の発展の為、生徒、教員、行政職員、保護者会、学校安全担当者及び、他職員と協力する。
2. 行動規範の効力及び、実施の公正及び、一貫性を評価するため最低、年一度、学区の行動規範を採用し再検証する。
3. 丁寧な方法で委員会会議を行い手本となり先導する。
4. いかなる生徒、学校職員、合法的に学校私有地内にいる者又は、学校行事に来ている者の感情的あるいは、身体的健康を脅かす差別やハラスメント及び、いかなる状況の問題に取り組む。
5. 学校内又は、教室の環境内の全生徒の同等待遇の妨げになりえる個人的偏見に取り組む。
6. 目撃された、あるいは、委員会会員へ指摘された差別及び、ハラスメント事件は、速やかに報告する。

[ここを入力]

行動規範

G. 他学校職員

1. 積極的な授業及び、事実上又は、認識された人種、皮膚の色、体重、国籍、民族、宗教、信仰、障害、性的指向、性又は、性別に関係なく全生徒に対しての学習支援し安全、規則正しい、刺激ある学校環境を促進する。
2. いかなる生徒、学校職員、合法的に学校私有地内にいる者又は、学校行事に来ている者の感情的又は、物理的健康を脅かす差別やハラスメント及び、いかなる状況の問題に取り組む。
3. 学校内又は、教室の環境内の全生徒の同等待遇の妨げになりえる個人的偏見に取り組む。
4. 目撃された、又は、委員会会員へ指摘された差別及び、ハラスメント事件は、速やかに報告する。

行動規範

生徒の服装規範

全生徒は、適切な衛生管理をし、学校、学校行事の為に適切な服装をすることを要求されている。生徒と保護者には、受け入れ可能な服装、外見である主要責任がある。

生徒の服装、整髪及び、髪型／髪色、宝石、化粧、爪を含めた外見は：

1. 安全、適切であり学習過程の中断、妨害とならないこと。
2. 履物の常時、着用を含む。安全上問題ある履物は、許可されない。
3. 人種、皮膚の色、宗教、信念、国籍、性、性的指向又は、障害の理由で卑俗、猥褻、名誉棄損する、中傷的な特徴を含まない。
4. 酒、煙草又は、違法麻薬を推奨、支持しない、及び／又は他違法、暴力活動を促進しない。

各校長又は、彼／彼女の代理人は全生徒及び、保護者に学年度初め、服装規範及び、学年度中、改定された服装規範に関して通告する責任がある。

生徒服装規範違反した生徒は、不正物を覆う又は、除去し外見の修正を要求され、必要又は、実行可能であれば容認可能な物と交換する。その行為を拒否する生徒は、校内でのその日一日以下の停学を含む懲戒の対象となる。繰り返し服装規範を遵守しない生徒は、停学を含むそれ以下の更なる懲戒の対象となる。

[ここに入力]

行動規範

生徒の禁止行為

教育委員会は、他生徒、学区職員及び、学校社会の他のメンバーの権利、福利及び、学校施設、設備保護を尊重し適切に且つ礼儀正しく行動することを全生徒に求める。

最も好ましい規律とは、自発的であり生徒は、自身の行為及び、不正行為の責任及び、結果を理解し受け入れる事を学ぶべきである。生徒と接する学区職員は、必要時に限り自己修養による生徒の成長能力を強調するため懲戒処分を科す様、求められている。

委員会は、学校私有地内及び、学校行事に参加する際、生徒の行動で求められる詳細を明白にする必要性を認識する。下記の行動規律は、趣旨であり他者の権利、私有物に対しての安全、尊重に重点を置いている。自分の行動に責任をもてない及び、校則違反をする生徒は、自身の行為に対して処罰を受けなくてはならない。

生徒が停学を含むそれ以下の懲戒処分の対象となりえるのは：

A. 規則違反行為に至る時。規則違反行為の例は、以下を含む：

1. 不合理な騒音を立てる。
2. 卑俗、みだら、下品又は、罵倒の言語の使用又は、身振りをする。
3. 車や歩行者の妨害をする。
4. 学校社会の通常の作業を中断させるいかなる意図的行為に及ぶ。
5. 不法侵入。通常出席している建物以外、生徒は、校舎の責任者、行政職員の許可なく入れない。
6. 権限無いコンピューター、ソフトウェア又は、インターネット／イントラネット口座の使用を含むコンピューター／電子通信の使用。もしくは、その他学区の利用規約違反。

B. 不従順な行為をする。不従順な行為の例は、以下を含む：

1. 教員、学校行政職員又は、他生徒担当学校職員の合理的指示に従わない、又は、
無礼である。
2. 許可なく遅刻、欠席、早退をする。

[ここに入力]

行動規範

3. 居残りをさぼる。

C. 破壊的な行動をとる。破壊的行動の例は、以下を含む：

1. 教員、学校行政職員又は、他生徒担当学校職員の合理的指示に従わない。
2. 実質的、教室での権限の妨害又は、教育過程の中断。

D. 暴力的な行動をとる。暴力的行動の例は、以下を含む：

1. 教員、行政職員、他学校職員に対して暴力行為（殴る、蹴る、パンチする、引っ掻くなど）に至る、又は、それを試みる。
2. 他生徒又は、学校私有地内に合法的にいる他者に対して暴力行為（殴る、蹴る、パンチする、引っ掻くなど）に至る、又は、それを試みる。
3. 武器を所持する。 権限ある法執行官のみ学校私有地内又は、学校行事時、武器の所持が許されている。
4. 武器に見える物を見せびらかす。
5. 武器を使用すると脅す。
6. 意図的に生徒、教員、行政職員、他学区職員、又は、合法的学校私有地にいる者の私有物を損傷あるいは、破壊する。グラフィティ及び、放火も含む。
7. 意図的に学区私有物を損傷、あるいは、破壊する。

E. 他者の安全、道徳、健康、福利を害する行為をする。当該行為の例は、以下を含む：

1. 学校職員に嘘をつく。
2. 他生徒、学校職員又は、合法的に学校私有地内にいるあるいは、学校行事に参加している他者の私有物を盗む。
3. 中傷：個人もしくは、身元確認可能な個人グループについて偽証又は、特権ない申し立てや説明をし、その者やグループの品位を傷つけ名誉を害する、電子通信を含めたいかなる手段
4. 差別：否定的に他者を扱う基準に人種、皮膚の色、信念、国籍、宗教、性、性的指向、性自認、又は、障害を用いることを含む
5. ハラスメント：身元確認可能な個人又は、グループに対して、十分過酷な行為又は、執拗で汎化したパターンの意図的行動あるいは、申し立てもしくは、冷やかす又は、品位を傷つけていると合理的に解る、電子通信を含むいかなる手

[ここを入力]

行動規範

段

6. 脅し：個人に身体的害への恐怖を与える行動又は、申し立て、電子通信を含むいかなる手段
7. いじめ：学校が後援する活動、協会、クラブ又は、チームの入会、提携、会員地位維持目的で他者に向けて行われるいかなる意図的又は、無謀な行為を含む
8. いかなる電子通信、猥褻な物質の販売、使用、所持
9. 下品又は、罵倒の言語、ののしり、悪態
10. 煙草、葉巻、パイプの喫煙又は、噛み煙草及び、無煙煙草の使用
11. アルコール飲料又は、不法物質の所持、消費、販売、分配、交換、又は、吸入剤、マリファナ、コカイン、LSD、PCP、アンフェタミン、ヘロイン、ステロイド、麻薬に類似したもの、デザイナードラッグと称されたいかなる物質又は、合成大麻類などに限らず「不法物質」の使用
12. 処方薬及び、市販薬の不適切な使用又は、共用
13. 麻薬用品の使用又は、所持
14. 賭博
15. 好ましくない露出：淫ら又は好ましくない身だしなみで性器の見える範囲での露出
16. 根拠なく火事や他、災害警告、911の悪用、又は、消火器取り出し
17. 他生徒、行政職員のメンバー、サヨセットセントラル学区の教職員又は、職員に向け、又は、対して電子通信を含む、いかなる手段によるセクスティング、個人や公衆への脅迫を送信又は、掲載、もしくは、行為、脅迫、脅し、虐待が学校私有地にも至る可能性があるその行為が学校私有地外で起こった又は、学校環境内で実質的な混乱の危険を生じるだろう予見できる場合

F. 通学バス乗車中の非行行為。バス乗車中、生徒自身と他乗客の安全を確保しバス運転手の邪魔にならぬよう適切にふるまう事は、必須である。生徒は、既定基準に堅実に教室内同様、バスの中でも行動するべきである。過度な雑音、押す、突く及び、争う行為は、許されない。

G. 電子通信を含むいかなる手段によるいかなる学術不正行為。学術不正行為の例は、以下を含む：

1. 盗用
2. カンニング
3. 書き写し
4. 記録修正
5. 他生徒の上記行為を補助

[ここを入力]

行動規範

違反報告

全生徒は、教員、ガイダンスカウンセラー、校長又は、彼／彼女の代理人に行動規範違反を速やかに報告することを求められている。学校私有地内又は、学校行事中、一生徒が武器、酒、又は、不法物質を所持しているのを見た生徒は、直ちに教員、校長、校長代理もしくは、学校の教育長に情報報告をする。

懲戒処分を与える権限がある全学区職員は、速やかに、適正及び、合法的方法でそうすべきである。懲戒処分を与える権限のない学区職員は、代わりに適切な懲戒処分を与える権限がある指導主事に速やかに行動規範違反を報告すべきである、又は、懲戒処分を与える権限ある一職員に案件を委託するよう求められる。

発見されたいかなる武器、酒又は、不法物質は、直ちに没収され、関与した生徒の保護者への通告及び、永久停学、刑事訴追の委託を含む適切な懲戒処分も可能である。

校長又は、彼／彼女の代理人は、犯罪となり実質的に学校の規則や安全確保に影響する規範違反を直ちに適正な地域警察に通報する。しかし校長又は、彼／彼女の代理人が違反を認識した日の業務時間終了後では、いけない。通告は、まず電話、続いて手紙で電話を掛けた同日に郵送する。通知書では、生徒の身元確認をし、行動規範違反行為及び、犯罪となった行為に関して説明すべきである。

[ここに入力]

行動規範

懲戒処罰、措置及び、委託

懲戒処分は、必要であれば、効率的に態度を修正する為、厳しく、適正で一貫している。当該処分は、罪の重さ及び、適用できる場合、問題の生徒の懲戒前歴に適応する。

生徒によるこの方針違反に気付いたいかなる職員は、事件を直ちに校長又は、彼／彼女の代理人に報告する。その際、校長又は、彼／彼女の代理人は、それ以上の禁じられた行動を阻止するために緊急処分を下し、いかなる不法取引物を没収する。

彼／彼女自身が訴えられている違反を犯したと判断された場合、校長又は、懲戒処罰を与える権限がある学校職員は、単独又は、組み合わせて下記の罰を科す。校長又は、懲戒処罰を与える権限がある学校職員は、適切な処罰を決定するにあたって関連ある要素全てを考慮する。

A. 処罰/矯正対策

生徒による懲戒規約違反に対して科せられる処罰／矯正対策の範囲は、以下を含む：

1. 仲間支援グループ
2. 修正教育又は、他適切な教育又は、事業経験
3. 支援的介入
4. 行動診断又は、評価
5. 密にチェックされる基準付き行動管理計画
6. 学生カウンセリング及び、保護者相談
7. 言語による訓告—いかなる学区職員のメンバー
8. 文書による訓告—コーチ、教員、行政補佐役、副校長、校長
9. 保護者（達）又は、後見人（達）への文書による通知—教員、行政補佐役、副校長、校長
10. 保護観察—教員、行政補佐役、副校長、校長
11. 叱責—教員、行政補佐役、副校長、校長
12. 居残り—教員、行政補佐役、副校長、校長
13. 交通機関の利用停止—教員、行政補佐役、副校長、校長、教育長
14. 運動競技参加の一時的停止—コーチ、行政補佐役、副校長、校長、教育長

[ここに入力]

行動規範

15. 社会又は、課外活動の一時的停止—教員、クラブアドバイザー、コーチ、行政補佐役、副校長、校長、教育長
16. 他の特権の一時的停止—教員、行政補佐役、副校長、校長、教育長
17. 特定の授業からの退去—教員、行政補佐役、副校長、校長
18. 特定の授業からの除外—教員、行政補佐役、副校長、校長
19. 選択学習センター（授業時間中居残り）—行政補佐役、副校長、校長
20. 5日以下の停学—校長、教育長、教育委員会
21. 教育長又は、教育委員会による5日以上での停学—教育長、教育委員会

更に、刑事犯罪行為の場合、警察関与が必要になりえる。

学区は、障害を有する生徒とみなされた生徒による犯罪を通報する際、犯罪の通報を受けた適正な警察が考慮出来る様、生徒の特別支援学級及び、懲戒記録のコピーを送る。しかしそのような伝送は、家庭教育の権利とプライバシーに関する法（FERPA）に合致しているべきである。

教育長は、適正な警察及び／又は、家庭裁判所権威者に学校へ小火器を持参したとみなされたいかなる生徒を委託する。

自発的に学校私有物を破壊、損傷又は、汚す生徒は、法の下、刑事訴追の対象となる可能性が十分ある。学校私有物を損傷する生徒及び／又は、その保護者もしくは、後見人は、法で容認された限度額まで損傷された私有物の価値を学区に弁償する。

B. 措置

学術不正行為

1. 上記罰に加え学術不正行為の有罪とされた生徒は、学習課題、試験又は、不正関連の教科の単位を修得できない。

2. 居残り

学区は、委員会方針の下、学区交通機関への権利がある留置された生徒に交通機関を提供する。

3. 選択学習センター（授業時間中居残り）

委員会は、伝導性ある教育環境が築かれる為、生徒が学校へ登校する必要性と教室内規則の必要性のバランスを取らねばならないことを認識している。

故に、委員会は、教育長と校長が懲戒違反の結果、停学の対象になりえる生

[ここに入力]

行動規範

徒に選択学習センター課題を与える事を容認する。

障害を有する生徒の選択学習センターの課題は、適用可能な連邦及び、州法に合致する限り課せられる。

4. 学校外停学

委員会、教育長、校長は、判断上、不従順又は、無秩序な生徒又は、その生徒の行為が安全、道徳、健康、福利を害す、あるいは、身体的、精神的状態が彼／彼女自身又は、他者の安全、道徳、健康、福利を害するとみなせば登校日5日を超えない停学にする力を有する。委員会及び／又は、教育長は、そのような生徒を5日以上停学にすることも出来る。調査や生徒会の後、校長が停学を最も適切な処罰とみなした場合、適用可能な連邦及び、州法内で特定の手続きで停学が科せられる。

正規授業から停学している場合、就学義務年齢の生徒は、個人の必要に応じて選択授業が提供される。

5日未満の停学は、校長、教育長又は、教育委員会によって命じられる。生徒が5日以下の停学になった場合、適正な学区職員が直ちに生徒が停学処分になったことを口頭で生徒に及び、文書で保護者又は、生徒と親子関係に当たる者に通知する。保護者もしくは、親子関係に当たる者の最新住所又は、住所にてそのような通知が停学24時間以内に受領されるよう保証する為、文書通知は、手渡し、速達又は、適正なそれ相当の方法で届けられる。保護者又は、親子関係に当たる者の連絡先として電話番号（複数）が学校に提供済みで可能な場合、電話でも通告出来る。

保護者又は、親子関係に当たる者への通告では、停学に至った事柄の経緯を説明し、生徒、保護者及び／又は、親子関係に当たる者に教育法セクション3214(3)(d)を遵守し校長又は、適切な学校職員との非公式緊急会議を求め彼らの権利を伝える。校長との非公式会議に及んだ保護者又は、親子関係に当たる者は、会議にて申立てしている証人へ質疑する機会が与えられる。保護者及び／又は、親子関係に当たる者への通告及び、非公式会議は、生徒の保護者又は、親子関係に当たる者にとっての優勢言語あるいは、コミュニケーション方法で行われる。

a. 5日以下の停学

[ここを入力]

行動規範

5日以下の停学は、生徒が彼／彼女の罪に関しての口頭もしくは、文書通告を受けた後、校長、教育長又は、教育委員会によって命じられる。生徒がその罪を否定した場合、事実説明及び、彼／彼女が弁明する機会を学区により与えられる。通知の前記必須項目、説明及び、生徒側の弁明機会は、生徒との非公式協議以上必須とは、思われない。非公式協議は、申立てられた非行の数分後にも行える。

- i. 5日以下の停学が懲戒処分 of 適切なかたちと決定された場合、校長は、直ちに口頭又は、文書で生徒に通知しあるいは、直ちに文書で保護者（達）又は、親子関係に当たる者（達）に生徒が停学になった事を通知する。
 - ii. 保護者又は、親子関係に当たる者の最新住所（複数の）又は、住所（複数の）にて通知が停学24時間以内に受領されるよう保証する為、文書通知は、手渡し、速達又は、適正なそれ相当の方法で届けられる。校長は、保護者又は、後見人に電話で停学を通告する段階も踏める。通告では、停学に至った事柄（複数）の経緯を説明し、保護者（達）又は、後見人（達）に校長との非公式緊急会議を要求できる彼らの権利を伝える。通告及び、非公式会議、共に、生徒の保護者（達）又は、後見人（達）にとっての優勢言語あるいは、コミュニケーション方法で行われる。
 - iii. この会議で保護者（達）又は、後見人（達）は、校長が設定し得るそのような手続きにより申立している証人への質疑が許される。会議の後、校長は、彼／彼女の決定を速やかに保護者（達）又は、後見人（達）へ助言し彼らは、委員会に上訴出来る。
 - iv. 校長は、停学処分の各生徒の名前、停学理由、停学処分を立証する事実及び、停学期間を教育長に通告する。
- b. 5日以上の停学
- 生徒及び、保護者が合理的通告により適正な聴取会の機会を与えられた後に限り学校の教育長又は、教育委員会によって5日以上の停学を命じられる。聴取会で生徒は、弁護士により代弁される資格があり証人、彼／彼女に反対尋問する権利がある。聴取記録は、速記又は、テープレコーダーにより保管される。聴取会が学校教育長の前で行われる場合、生徒は、教育委員会に上訴出来る。学校教育長

[ここに入力]

行動規範

又は、教育委員会は、聴取会を実施し、事実認定し適切な懲戒対策を推奨する聴取官を任命する権利がある。

- i. 校長が5日以上の停学を保証した場合、彼／彼女は、教育長にその案件を委託出来る。教育長が校長の決定に合意する場合、教育長は、適正な聴取会への権利及び、生徒に科せられた処罰に関する合理的通告を生徒、保護者（達）もしくは、後見人（達）に行う。
- ii. 通知に記されている処罰は、生徒及び、彼／彼女の弁護人に法手続きを生じさせ聴取の根拠となる事件に関して忠告するのに十分特定されている。
- iii. 生徒又は、彼／彼女の保護者（達）あるいは、後見人が聴取会を依頼した場合、教育長は、個人的に聞き手続きを決定する、もしくは、彼／彼女の判断により聴取会を実施する聴取官を任命できる。教育長／聴取官は、宣誓させ彼／彼女を前に手続きに関連した召喚状を発行する権限がある。
- iv. 聴取会で生徒は、以下の権利がある：
 - a 彼／彼女の保護者又は、後見人の同行
 - b 弁護人による代弁
 - c 証人への質疑
 - d 彼／彼女の代わりに証言並びに、
 - e 彼／彼女の代わりに他の証人、事実紹介
- v. 聴取記録は、保存されるが速記録は、必須ではない。テープ録音は、十分な記録と考えられる。
- vi. 教育長は、生徒、彼／彼女が告発された行為に及んだ正当で実質的事実を基に有罪又は、無実を決定する。有罪と判断された後、教育長は、処罰を決定する。保護者（達）又は、後見人（達）は、処罰命令の判断の際、学区から逸話記録を提供する趣旨を通告されており教育長は、処罰判定するにあたって生徒の逸話記録を考慮できる。保護者（達）又は、後見人（達）は、処罰判定前に生徒の逸話

[ここに入力]

行動規範

記録内容を再検証、反論する機会を提供される。

- vii. 聴取会が聴取官により統轄された場合、彼／彼女は、事実認定し教育長に適切な懲戒対策を推奨する。聴取官の報告は、助言に過ぎず教育長は、全て或いは、その一部を容認できる。
- viii. 教育長の決定上訴は、提示された記録を基にだけ決定を下す委員会にできる。委員会は、教育長の全、又は、一部決定を採用出来る。
- ix. 委員会の決定は、教育委員へ上訴できる。

c. 選択授業

- i. 就学義務年齢の生徒が停学した場合、彼／彼女の選択授業の為の緊急手段をとる。
- ii. 選択授業のプログラムは、学区の判断により彼／彼女の高校過程を完了する誠実な要望を示すいかなる就学義務年齢の生徒の為に求められる。

d. 停学無効

委員会は、学校及び、生徒にとって利益あると見解されれば自発的に停学を無効にできる。

5. 教員による破壊的生徒の懲戒退去

生徒の行動は、教員の指導能力に影響し教室内の他生徒の学習を困難にする可能性がある。大抵、教員は、生徒の行動を統制でき維持できる。もしくは、良い教室管理技術を使い教室での統制を回復できる。これらの技術は、教員が生徒に短時間、教室から出るよう指示し生徒に彼又は、彼女が別の環境で落ち着き、自己統制を取り戻す機会を与えるやり方を含める。当該行為は、(1)小学校教室内又は、行政職員室での短時間の「小休止」(2)短時間、生徒を廊下に出す(3)残された授業時間の間だけ生徒を校長室へ行かせる、あるいは、(4)カウンセリングの為、生徒をガイダンスカウンセラー又は、他、学区職員のところへ行かせることを含むがそれらに限定されない。これらの様な伝統的教室管理技術は、この規範目的の懲戒退去とはならない。

[ここに入力]

行動規範

時折、生徒の行動は、破壊的になることがある。この行動規範目的で破壊的生徒は、教育過程を実質的に中断させる又は、教室での教員の権限を実質的に妨害する生徒のことである。教育過程の実質的中断又は、教員の権限への実質的妨害は、執拗に教員の指示に不従順又は、繰り返し教員が設定した教室内行動規則を破る生徒の行為が顕著な時、発生する。

担任は、破壊的生徒を2日間まで退去させることができる。教室からの退去処分は、その担任の教室からだけに適用される。

破壊的生徒が危険を引き起こさない、あるいは、学術過程を引き続き中断する恐れがない場合、教員は、生徒に彼／彼女が退去処分になった理由を説明し生徒が退去処分になる前に、関連ある出来事に関して彼／彼女に弁明する機会を与える。非公式の協議後に限り、教員は、生徒を教室退去させることができる。

生徒が危険を引き起こす、又は、中断の恐れが引き続きある場合、教員は、直ちに教室を退去するよう命じる事が出来る。ただし、教員は、生徒に退去処分になった理由を説明し、関連事件に関して24時間以内に弁明する機会を生徒に与える。

教員は、校長、又は、彼／彼女の代理人となるべく早期に、当日の学校終了時までには会い、退去状況の説明及び、退去届を提出しなくてはならない。校長、又は、代理人が授業終了時までには不在の場合、教員は、後日、授業開始時までには校長、又は、代理人と会わなくてはならない。

生徒の退去後24時間以内に、校長または、校長に任命された他学区行政職員は、文書で授業から退去処分を受けたこと及び、その理由を保護者に通知しなくてはならない。その通知では、要請により保護者には、彼／彼女が校長、又は、代理人と非公式に会い退去理由に関して協議する権利があることを知らせなくてはならない。

文書通知は、個人的に配達、速達もしくは、生徒退去から24時間以内に通知が受領されることを確実にする為、合理的計算された他方法で保護者の最新住所に届けられなくてはならない。可能な場合、保護者連絡先として電話番号（複数）が学校に提供済みであれば電話でも通告すべきである。

[ここに入力]

行動規範

校長は、退去命令をした教員に非公式会議に出席するよう要請する可能性がある。

非公式会議にて生徒がその罪を否定した場合、校長もしくは、校長代理は、生徒の退去理由を説明し生徒と保護者に関連事件に関して弁明するチャンスを与える。非公式会議は、生徒退去から 48 時間以内に実施されなくてはならない。非公式会議の日時は、保護者と校長の相互同意により延期出来る。

次のうちいずれか当てはまる場合、校長又は、校長代理は、生徒退去処分を覆すことが出来る：

1. 生徒への罪が実質的証拠により立証されていない。
2. 生徒の退去処分がむしろ学区の行動規範を含め法に反している。
3. 教育法セクション 3 2 1 4 に準じてその行為が停学処分を保証され停学処分が科せられる。

会議が要請された場合、校長又は、彼／彼女の代理人は、教員からの委任状を受理した時点と非公式会議期間、48 時間後、当日の業務時間終了までの間に退去処分を覆せる。校長が最終決定する、あるいは、退去処分期間が切れる、どちらか早い時期まで担任によって退去処分を受けたいかなる生徒は、授業に戻ることは許可されない。

担任により退去処分のいかなる破壊的生徒は、彼／彼女が授業に戻る事を許可されるまで継続教育プログラミング又は、活動を提供される。

校長は、退去処分の全生徒の記録をつけなくてはならない。

障害を有する生徒の退去処分は、特定の状況下、生徒の配置修正となる可能性がある。それ故、いかなる教員も彼／彼女が校長又は、特別教育委員会議長によって州又は、連邦法及び、規則のもと退去処分が生徒の権利侵害にならぬよう確認されるまで障害を有する生徒を退去処分には、出来ない。

C. 停学の最短期間

1. 小火器所持理由、1 年間

教育法セクション 3 2 1 4 に準じ行われた聴取会后、連邦法で定義されている小火器を学校私有地に持参して有罪とされたいかなる生徒は、最低満一年、停

[ここを入力]

行動規範

学の対象となる。障害を有する生徒は、連邦、及び、州法に合致する限り停学処分になる。

ただし、処罰が決定された後、教育長は、処罰を再検証し個別にその処罰修正ができる。教育長が1年の停学は、過度とみなした場合、以下を含めるがそれらに限定しない基準を基に修正できる：

- i. 生徒の年齢
- ii. 生徒の学年
- iii. 生徒の過去の懲戒記録
- iv. 他の懲戒形式の方がもっと効率的という教育長の信念
- v. 保護者、教員及び／又は、他者からの助言
- vi. その他、情状酌量事情

2. 学校への武器持参以外の暴力的行為に及んだ生徒

障害を有する生徒以外の生徒で、学校私有地に武器持参以外の暴力的行為に及んだとみなされたいかなる生徒は、最低5日間の停学の対象となる。提案された処罰が最低5日とする場合、生徒及び、生徒の保護者には、短期停学対象の全生徒と同等の通告及び、非公式会議の機会が与えられる。最低5日を超える停学の処罰を提案された場合、最低5日間の停学の対象となる。提案された処罰が最低5日とする場合、生徒及び、生徒の保護者には、長期停学対象の全生徒と同等の通告及び、非公式会議の機会が与えられる。教育長は、最低5日の停学処分を個別に修正する権限がある。教育長が処罰修正するかは、武器所持理由で一年停学を修正する際、考慮する同等の要素で検討する。

3. 教育過程に対し繰り返し実質的に破壊的又は、教員の教室での権限を繰り返し実質的に妨害する生徒

障害を有する生徒以外、教育過程に対し繰り返し実質的に破壊的又は、教員の教室での権限を繰り返し実質的に妨害するいかなる生徒は、最低5日間の停学処分となる。この行動規範で「繰り返しとは、実質的に破壊的である」とは、教育法セクション 3214 (3-a) 並びに当該規範に準じて一期間中に4回又は、それ以上又は、三学期中に3回又は、それ以上、教員により教室から退去させられる結果となる行為に及んでいることを意味する。提案された処

[ここに入力]

行動規範

罰が最低5日とする場合、生徒及び、生徒の保護者には、短期停学対象の全生徒と同じ通告及び、非公式会議の機会が与えられる。最低5日を超える停学の処罰を提案された場合、最低5日間の停学の対象となる。提案された処罰が最低5日とする場合、生徒及び、生徒の保護者には、長期停学対象の全生徒と同等の通告及び、非公式会議の機会が与えられる。教育長は、最低5日の停学処分を個別に修正する権限がある。教育長が処罰を修正するかは、武器所持理由で一年停学を修正する際、考慮する同等の要素で検討する。

記録維持

各生徒の全出来事に関する懲戒プロフィールの適正で正確な記録は、保存される。

現職者用プログラム

委員会は、この方針の効率的実施を確保するため全学区職員の現職者用プログラムを後援する。

1. 教育長は、生徒管理及び、規律関係の現職者用プログラムに関して学区職員、特に教員及び、行政職員の推薦を募る。
2. 更に、学区は、安全及び、支援的学校風潮促進、特に生徒及び／又は、職員に対する差別又は、ハラスメントを阻止する指針を採用する。また、カリキュラム及び、教室管理での安全及び、支援的学校風潮概念も含みます。

D. 委託

1. カウンセリング

ガイダンス事務室は、カウンセリングに関する生徒の全委託を扱う。

2. PINS 請願書

学区は、下記の行為により、観察及び、処遇の必要性をみせた18歳未満のいかなる生徒に関して PINS (要観察の者) 請願書を家庭裁判所に提出する：

- a 学校で日常的にずる休み及び、無断欠席をする。教育法 65 条の一部で必須
- b 管理不可又は、日常的な不従順で学校の合法的統制範囲を越える行為に引

[ここに入力]

行動規範

き続き又は、継続的及ぶ。

- c. 刑法セクション 221.05 に違反し故意的、合法的にマリファナを所持する。セクション 221.05 の一違反は、PINS 請願書を提出するのに十分な論拠である。

3. 非行少年及び、犯罪少年

教育長は、家庭裁判所にて少年非行手続きの為、群検事に次の生徒を委託するよう求められる：

- a. 学校へ武器を持参したいかなる 16 歳未満の生徒又は、
- b. 刑事訴訟法セクション 1.20(42) 下で、非行少年と認められる 14 又は、15 歳のいかなる生徒

教育長は、16 歳以上又は、適正な警官に少年犯罪者とみなされたいかなる 14、15 歳の生徒を委託するよう求められる。

E. 生徒の所持品検査及び、尋問

この行動規範において、用語「権限ある職員」は、教育長、校長、副校長及び、行政補佐役を含むと考えられる。権限ある職員は、申し立てられた法又は、学区行動規範の違反に関して生徒に質疑出来、懲戒処罰を生徒に科すことが出来る。生徒が法又は、行動規範の違反をしたという証拠にたどり着くと思われる合理的疑いがある場合、当該権限ある職員は、生徒及びノートパソコン、携帯電話又は、その他手持ち電子通信を含む所持品を検査出来る。正当ならば検査が行われる間、学校看護師、社会福祉士、ガイダンスカウンセラー及び／又は、警備員に立ち会うよう求められる。学校職員に質問される前、生徒に「ミランダ警告」の資格はなく、学校職員は、生徒に質疑する前に保護者に連絡する必要もない。ただし、学校職員は、生徒達が質疑されている理由を伝えなくては、ならない。

合理的疑いがなくともかなり限定された検査に正当な理由がある限り、権限ある学校職員は、本入れ袋の外から触るなど最小限 侵入的に、生徒の所持品検査ができる。

[ここに入力]

行動規範

権限ある学校職員は、信頼おける情報提供者からの情報を基に生徒又は、生徒の所持品を検査できる。以前、正確で確認できる情報を提供した、自身の利益に反して告白する、他の出所情報と同じ情報を提供する、又は、信憑性があり安全を即時、脅かす関連情報を伝える学区職員以外の個人は、信頼のおける情報提供者と認められる。以前、正確ではない情報を提供したと既知されない限り学区職員は、信頼おける情報提供者と認められる。

生徒又は、生徒の所持品を検査する前に、権限ある学校職員は、法又は、行動規範の違反をした物理的証拠を彼／彼女が所持していることを生徒に認めさせる、又は生徒に自発的に検査を許可するよう努めなくては、ならない。検査は、問題の証拠品を発見できる範囲に限定されている。

実施可能な時に検査は、管理事務室で内密に行われ、生徒は、所持品が検査されている間、同席する。

1. 生徒ロッカー、机及び、他学校倉庫

生徒及び、生徒の所持品検査に関してこの行動規範での規則は、生徒ロッカー、机及び、他学校倉庫、又は、学区コンピューターには、適用されない。これらの場所又は、機器に対してプライバシーの合理的期待は、できず学校職員が完全統制を維持する。これは、生徒ロッカー、机及び、他学校保管所、又は、学区コンピューターがいかなる時でも生徒への事前通告及び、許可なく検査の対象となる事を意味する。

2. 違法物品の没収

校長又は、校長代理は、生徒から没収された違法物品又は、危険物の保管、統制及び、処分の責任がある。校長又は、校長代理は、生徒から没収した各物品にはっきりラベルを張り警察に引き渡すまで物品の統制を維持する。校長又は、校長代理は、個人的に危険物又は、違法物品を警察当局に届ける事ができる。

3. 生徒の所持品検査及び尋問への警察関与

学区職員は、安全な学校環境を維持するため警察署員及び、他法執行官への協力に尽力を尽くす。ただし、警察業務に関連して学校、学校行事時、又は、学校施設での生徒の面接、又は、検査への警察署員の権限は、限定されている。

警察署員は、学校私有地又は、学校行事に入り生徒への質問、検査、又は、捜

[ここを入力]

行動規範

索もしくは、正式な生徒関連の調査を実施するが以下の場合に限定されている：

- a. 検査又は、逮捕令状を持っている。
- b. 学校私有地又は、学校行事にて犯罪がなされたと信じられる十分可能な原因ある、又は、
- c. 学校職員からの依頼がある。
- d. 学校職員、生徒、又は、学区私有地への訪問者が深刻な身体的危険に切迫していると示唆する緊急事態

警察署員がいかなる生徒へ質疑又は、検査許可される前に、校長又は、校長代理は、警察による質疑、検査時同席する機会を与えられる様、まず生徒の保護者に通告を試みる。警察による質疑、検査前に生徒の保護者が不在の場合、質疑又は、検査は、実施されない。校長又は、代理人は、学校私有地又は、学校行事での警察によるいかなる生徒への質疑、検査の際、同席する。

学校私有地又は、学校行事にて警察から質疑される生徒には、校外で有する同等の権利が与えられる。これは、以下を意味する：

- a. 法的権利を通告されなくてはいけない。
- b. 希望するなら沈黙を守れる。
- c. 弁護人の同席依頼ができる。

4. 児童保護サービス調査

生徒を危険から守る学区の義務及び、生徒が虐待、酷使されている疑いの合理的原因がある場合、児童保護サービスに通報する学校職員の義務に合致して学区は、児童虐待及び／又は、ネグレクト疑惑の申し立て、あるいは、保護調査に関して学校私有地の生徒に面接を望む地域児童保護サービス職員に協力する。

児童保護サービスによる学校私有地の生徒への全面接依頼は、直接、校長又は、彼／彼女の代理人にする。校長又は、代理人は、面接の日時及び、場所を設定する。校長又は、代理人は、面接に同席する。児童保護サービス職員による申し立ての確認の為、生徒が彼／彼女の服を脱ぐ必要がある状況では、学校看護師又は、他学区医療職員がその間、同席しなくてはならない。いかなる生徒も異性の児童保護サービス職員又は、学区職員の前で彼／彼女の服を脱ぐ事は、要求されない。

裁判所命令が適正に取得される前に彼／彼女が退去しないと虐待の対象となり

[ここに入力]

行動規範

えると考えない限り、児童保護サービス職員は、裁判所命令無しに生徒を学校私有地から退去させることは、できない。児童保護サービス職員が生徒は、虐待の恐れがあるとみなした場合、裁判所命令及び、保護者の同意なしでも生徒を退去させられる。

[ここに入力]

行動規範

障害を持つ生徒の懲戒

1. 全 CSE 認定生徒の停学は、特別支援教育委員会、議長へ速やかに報告する。
2. CSE 認定生徒の授業日合わせて 10 日の停学前に、再検証する為、学校は、生徒を再評価し生徒と接触する専門職員からの逸話記録を含む最新情報を入手する。
3. CSE 認定生徒の短い間隔での同等違反に対しての全停学は、特別教育委員会に委託される。
4. CSE により障害の兆候であると決定されたいかなる違反の場合、学区は、CSE 認定生徒に対して上記措置によりいかなる一学年間に授業日合わせて 10 日以上 of 停学処分にしないよう努める。

学校内での破壊的又は、問題行為に取り組む必要性は、個別障害者教育法 (IDEA) 及び、ニューヨーク教育法 89 条によりサービス資格がある障害を有する生徒の停学、退去又は、他懲戒処分及び、規則実施となりえる。

学校当局が懲戒処分を予定する時、いつでも、障害を有する生徒は、特定の手続き上保護を享受する。それ故に、個別障害者教育法 (IDEA) 及び、ニューヨーク教育法 89 条によりサービス資格がある障害を有する生徒の停学、退去又は、他懲戒手続きは、適用可能な法及び、規則に必須の手続き上安全対策を遵守する。

ここでは、参考事項によりニューヨーク教育法の下で手続き上、保護を実施する、及び、障害を有する生徒停学の州の一般手続きと IDEA 必須条件を調整する、ニューヨーク州委員の規則 201 部に明記されている懲戒対象となる障害を有する生徒の為の手続き上安全対策及び、その規則実施を具体化する。

学校教育長は、引き続き教育委員の規則 201 部最新版の写しが参照書類としてこの規則に添付されることを確実にする。

この規則は、適用連邦及び、州法と規則により表記されている権利に優りも劣りもしない権利を懲戒処分対象の障害を有する生徒に与えられる。

[ここに入力]

行動規範

障害を有する生徒の認可済停学又は、退去

障害を有する生徒に適用される手続き上保護を遵守し：

1. 停学とは、ニューヨーク教育法セクション 3214 に準ずる停学を意味する。

退去とは、停学以外の現教育的配置からの退去懲戒理由及び、生徒が彼／彼女自身に危険を及ぼすが故、公正な聴取官に命じられた暫定的代替教育環境への配置修正を意味する。

暫定的代替教育環境 (IAES) とは、生徒の一般カリキュラムでの継続的進歩を可能にし他環境ではあるが、個別教育プログラム (IEP) で設定された目標達成出来る様、生徒の現 IEP に表記されているサービスや修正を含むサービス及び、修正を継続的に受けられ IAES の要因となった行動の再発防止に取り組むサービス、修正を含む 45 日以内の一時的な教育的配置を意味する。それは、IAES 配置の要因となる行動時にいた生徒の現配置とは、異なる。

2. 次の通り、学校職員は、障害を有する生徒に彼／彼女の現教育的配置からの停学又は、退去を命じることが出来る：
 - a. 委員会方針により権限を委任された教育委員会、学校教育長又は、校長は、暫定代替教育環境 (IAES、) 他環境あるいは、同等の行動で障害を有しない生徒がなる停学対象期間を越えない条件で授業日連日 5 日を越えない停学を障害を有する生徒に命じることが出来る。
 - b. 学校教育長が生徒は、停学の根拠となる行動を起こし同等の行動で障害を有しない生徒がなる停学対象期間を越えない停学又は、退去と判断した場合、学校教育長は、障害を有する生徒の IAES 又は、他環境への配置もしくは、生徒が同等の行動で段落 1 に基づいて停学又は、退去した如何なる期間を含めた授業日連日 10 日以内の停学を命じることが出来る。
 - c. 学校教育長は、退去が配置修正とならない限り別々の非行事件に対して同学年内に授業日 10 連日を越えない更なる停学を命じることが出来る。
 - d. 学校教育長は、障害を有する生徒が学校又は、学校行事に武器を持参又は、

[ここに入力]

行動規範

所持している、又は、故意的に違法麻薬を所持、使用、又は、学校、学校行事で規制物質の販売又は、販売を要請した場合、45日以内の障害を有しない児童が懲戒対象となる同等の期間の IAES 配置を特別支援教育委員会 (CSE) に決定する様、命じることが出来る。

- (1) 用語、武器とは、18USC セクション 930(g)(w) 下で「危険凶器」と同等の意味で刃が 2 1/2 インチ以下の長さのポケットナイフ…以外で使用された又は、死又は、重症の原因となる可能性がある武器、装置、道具、材料又は、物質、生物又は、非生物を含む。
 - (2) 規制物質とは、この規則に適用される連邦又は、州法及び、規則に明記された連邦規制物質法の特定条項で確認された麻薬又は、他物質を意味する。
 - (3) 違法麻薬とは、資格を持つ医療関係者の観察下で合法的所持、又は、使用された物以外、又は、規制物質法下、他のいかなる連邦法下のいかなる権限の下、合法的所持又は、使用された規制物質を意味する。
3. 両連邦及び、州法と規則により必須の特定状態を条件とし、生徒の現教育配置の維持が彼／彼女又は、他者に危害を加える危険となる場合、公正な聴取官は、障害を有する生徒の IAES 配置を 45 日以内ずつ命じることが出来る。

配置規則の修正

1. 配置の懲戒修正とは、生徒の現教育配置から次のいずれかの期間の停学、又は、
退去を意味する：
 - a. 授業日 10 連日以上；又は、
 - b. 一学年内に 10 日以上になるが故、及び、各停学又は、退去期間、生徒が退去させられた合計期間、及び、互いに近い時期の停学又は、退去などの要素があるが故、生徒がパターン化する連続した停学又は、退去の対象になった場合、授業日 10 連日以下
2. 停学又は、退去処分が停学又は、退去のパターンを基準に配置の懲戒修正となる場合、学校職員は、障害を有する生徒を停学又は、退去処分にしない可能性

[ここに入力]

行動規範

がある。

但し、CSE が生徒の行動は、障害の兆候ではない、又は、生徒が武器、違法麻薬又は、規制物質に関与した為、IAES に配置されたと判断した場合、学区は、停学又は、退去処分にできる。さもなければ停学又は、退去のパターンを基準に配置の懲戒修正となりえる

障害を有する生徒の停学又は、退去に関する特別規則

1. 学区の CSE は：

- a. なぜ学習を妨げる行動をするのか及び、生徒の行動が環境とどのように関係しているかを判断する為、機能的行動評価を実施する。学区が最初に障害を有する生徒を一学年内に 10 日以上停学又は、退去処分にする際、又は、武器、違法麻薬又は、規制物質に関与した非行の為、IAES への配置修正を含める配置の懲戒修正となる停学又は、退去処分にする際、随時、CSE は、行動介入計画を展開又は、再検証する。
- b. 武器、違法麻薬又は、規制物質に関与した非行又は、生徒の現教育配置の維持が彼／彼女又は、他者に危害を加える危険となるからかの理由で生徒を IAES に配置すると決定した時、もしくは、配置の懲戒修正となる停学処分にする決定をした時は、随時、生徒の障害と懲戒処分の対象となる行動の関連性について意思決定レビューを実施する。

2. 連邦及び、州法と規則基準を遵守した上で懲戒処分の起因となる行動が起きる前に児童が障害を有する生徒だと学区が認識していたと考えられる場合、非行時に IDEA 及び、89 条項の下、サービスの資格があるか決定されていない懲戒処分に直面している生徒の保護者は、連邦及び、州法と規則に明記されている適用可能な手続き上安全対策を実施する権利がある。

学区にそのような認識があったと思われた場合、懲戒目的で生徒は、障害を有すると推定される生徒であると考慮される。

- a. 生徒が障害を有すると推定される生徒なのかを判断する為、停学又は、退去処分にするのは、学校教育長、校長又は、他学校職員の責任である
- b. 学区に生徒が障害を有する生徒だという認識があったという主張を立証する情報を受理した際、学区が：

[ここに入力]

行動規範

- (1) 個別評価を実施し生徒は、障害を有する生徒ではないと判断した、
又は
- (2) 評価は、不必要だと決定し適用する法律及び、規則の必須方法により保護者に当該決定を通告した場合、懲戒の目的で生徒は、障害を有すると推定される生徒として考慮されない。

懲戒措置をとる前に生徒が障害を有する生徒であるかの認識への論拠がない場合、生徒は同等の行動をした他の障害を有しない生徒と同様の懲戒措置対象となる。但し、障害を有しない生徒は懲戒退去対象となる一方、個別評価を要請された場合、早期評価が実施され適用する連邦及び、州法と規則で定められたよう完了する。早期評価が完了するまで懲戒目的で障害を有すると推定される生徒ではない障害を有しない生徒は、学区により決定された停学を含める教育配置に留まる。

3. 学区は、武器、違法麻薬又は、規制物質に関与した非行、あるいは、現教育環境の維持が生徒又は、他者に危険を及ぼすという理由で障害を有する生徒の IAES への配置修正を決定した日以内に、又は、配置の懲戒修正となる停学又は、退去処分を決定した日以内に保護者に懲戒退去通知を提供する。

懲戒退去の通知には、ニューヨーク教育委員により規定された手続き上安全対策通知が付随する。

4. 5 日以下の停学対象になる障害を有する生徒の保護者は、ニューヨーク教育法の下、障害を有しない生徒の保護者同様、非公式会議の機会を与えられる。
5. 登校日 5 日又は、以上の停学対象になる障害を有する生徒に対しての懲戒罪に関する教育長聴取会は、この規則に盛り込まれている教育委員教育法及び、規則を遵守し有罪段階と処罰段階に分岐される。
6. 学校職員は、CSE が生徒の障害の兆候ではない行動と判断しない限り、連日 10 日以上又は、配置の懲戒修正の結果となる期間の当該退去処分にしないが停学及び、IAES への配置以外の障害を有する生徒の退去は、障害を有しない生徒の当該退去に適用する適正措置手続きを遵守し実施される。
7. IAES での配置を含めて停学中又は、退去期間中、障害を有する生徒には、この規則に盛り込まれている教育委員教育法及び、規則で要請されているサービス

[ここを入力]

行動規範

が提供される。

[ここに入力]

行動規範

早期適正聴取会手続き

1. 下記の場合、早期適正聴取手続きは、この規則に盛り込まれている教育委員規則で特定された方法で実施される。

- a. 学区は、生徒が彼／彼女の現教育的配置にいる事は、危険と学校職員が主張している場合又は、適正聴取会手続き中、学校職員が当該手続き中、生徒が彼／彼女の現教育的配置にいる事は、危険と主張している場合、障害を有する生徒を IAES に配置する公正な聴取官の命令書を取得する為、当該聴取会を要請する。
- b. 保護者は、生徒の行動が生徒の障害の兆候ではないとされた判断又は、IAES への生徒配置を含むがそれに限定されない配置に関してのいかなる決定に対して異議を申し立てる為、当該の聴取会を要請する。

(1) 武器、違法麻薬又は、規制物質に関与した行動又は、危険が理由で IAES への配置、もしくは IAES に配置された生徒の行動が生徒の障害の兆候ではないとの判断に関して早期適正聴取会手続き中又は、上訴中、保護者及び、学区に別段の合意がない限り生徒は、公正な聴取官の決定あるいは、IAES 配置の期限が切れるかいずれか早い時期まで IAES に留まる事が出来る。

(2) 学校職員が IAES の期限が切れた後の生徒の配置修正を提案した場合、配置修正の異議申し立てのいかなる手続き中、再度 IAES に配置された場合を除いて、生徒は、IAES へ移動させられる以前の配置に留まる事が出来る。

2. 早期適正聴取会手続きは、聴取会の要請の受理から平日 15 日以内に完了する。
例え公正な聴取官が特定期間の延長を認めても、聴取官は、最後の聴取会実施日から平日 5 日以内及び、どんなことがあろうとも例外又は延長ない限り聴取会要請の受理から暦日 45 日以内に学区及び、保護者へ決定文書を送付しなくてはならない。

警察及び、司法当局への委託

[ここに入力]

行動規範

IDEA 規定及び、その実施規則を遵守して：

1. 学区は、障害を有する生徒による犯罪を適正な当局に通報する。そのような行為は、生徒の配置修正とは、ならない。
2. 家庭教育の権利及び、プライバシーに関する法に合致して、学校教育長は、特別支援教育の写しと障害を有する生徒の懲戒記録の写しが考慮される様、犯罪が通報される適正当局へ送付されることを保証する。

[ここに入力]

行動規範

学校への訪問者

委員会は、保護者、他学区市民に事前に許可を得て生徒、教員及び、他職員の働きを見学する様、学区学校、教室への訪問を促進する。学校は、仕事と学習する場所であるため訪問について幾つか制限が明記されなくてはならない。校長、又は、彼／彼女の代理人は、建物内及び、敷地にいる全ての者の責任をもつ。これらの理由で次の規則が学校への訪問者に適用される：

1. 学校の正規職員又は、生徒ではない者は、皆、訪問者とみなされる。
2. 学校の全訪問者は、学校到着の際、校長室に報告する。そこで訪問者は、訪問者登録簿に署名し校内又は、学校敷地内で常時身に着ける訪問者身分確認バッチを発行される。全訪問者は、建物を出る前に身分確認バッチを校長室へ返却しなくてはならない。
3. 保護者・教員会会議、一般集会など一般開放している訪問者出席の学校行事では、登録の必要はない。
4. 授業中に教室見学を希望する保護者又は、市民は、アメリカ教育週間中、可能である。
5. 教員は、授業中、個人情報に関して訪問者と協議しない。
6. 学校私有地にて権限無い者は、校長又は、彼／彼女の代理人へ報告される。権限無い者は、退去を求められる。状況により、警官が呼ばれる可能性がある。
7. 全訪問者は、行動規範内の学校私有地での一般行為規則を遵守することを求められる。
8. 全訪問者は、事実上又は、認識された人種、皮膚の色、体重、国籍、民族、宗教、信仰、障害、性的指向、性又は、性別に関係なく活動的授業と学習を支援しながら安全で秩序ある刺激的学校環境を促進するよう求められる。

行動規範

学校私有地での一般指導

教育委員会は、学区の主要目的が学習と教育に優勢な環境を提供することであると認識する。教育過程を中断、妨害又は、遅延を意図したいかなる個人又は団体行為又は、効果は、ここにこの行動規範違反と宣言される。

また委員会は、学校私有物を保護する責任を認識し損壊防止の為、いくらか及び、全法的措置を取る意思を宣言する。委員会は、故意的に学校私有物を損傷した者又は、複数の者へ損害賠償及び提訴を要求する。

発言の自由又は、平和な集会を制限する事は、この方針の意図ではない。委員会は、照会及び、表現の自由が学区の目標達成に必須と認識する。諸規則の目的は、他者の権利濫用を防ぎ一般秩序を保つことで論争又は、反対意見を防止又は、抑制する為ではない。

行動規範

普及と再検証

A. 行動規範の普及

委員会は、以下を実行し地域社会がこの行動規範を意識する様、努める：

1. 各学年度初めに一般集会で年齢相応で分かり易い言語で書かれた規範概要の写しを全生徒に提供する。
2. 学年度初めに全保護者に規範の写しが入手可能にする。
3. 学年度初め前に平易な言語で書かれた行動規範の概要を学区生徒の全保護者に送付しこの概要を依頼により後でも入手可能にする。
4. 全現教員及び、他職員にこの規範の写し及び、いかなる規範修正の写しを採用後、実行可能な限り早く提供する。
5. 雇用された際、初めに、最新行動規範の写しを全新職員に提供する。
6. 生徒、保護者及び、他地域メンバーによる再検証の為、規範の写しを入手可能にする。
7. 学区ウェブサイトには完全な行動規範を掲載する。
8. 平易な言語で書かれている行動規範の概要に各尊厳法責任者の名前、指定校舎及び、連絡先を掲載する。
9. 一年に最低1通の学区又は、学校からの保護者及び、親子関係に当たる者宛郵便に各尊厳法責任者の名前、指定学校及び、連絡先を含める。その情報に変更がある場合、後日、可能な限り早く最低1通、学区又は、学校からの郵便で知らせる。
10. 各尊厳法責任者の名前、指定校舎及び、連絡先を学校建物の目立つ場所に掲示する。
11. 各尊厳法責任者の名前、指定学校及び、連絡先を学区及び、学校レベルの行政職員室にて入手可能にする。

[ここに入力]

行動規範

全学校の尊厳法責任者名簿

尊厳法責任者	学校	電話番号
タリン ウッド博士	ベイリス	364-5798
エバ キャプラン	ベリーヒル	364-5790
アレナ レイズマン	ベリーヒル	364-5790
ジョージ バッソ	ロビンズレーン	364-5804
ジョセフ シナー	ロビンズレーン	364-5804
マルセル デマルコ	ロビンズレーン	364-5804
ション カーナン	サウスグローブ	364-5810
マリー バスコ	サウスグローブ	364-5810
ジョディ ヘイトナー	ビレッジ	364-5817
エリカ コシェイ博士	ビレッジ	364-5817
ロリ リビエン	ウォルトウィットマン	364-5823
マーカス クリショー博士	ウィリッツ	364-5829
アンソニー ロシェ	ウィリッツ	364-5829
スーザン ヘラー フィシャー	サウスウッズ 中等	364-5621
リンダ グルナート	サウスウッズ中等	364-5621
ジェームス マクアリアー	H.B. トンプソン中等	364-5760
アリソン ミルズキャロル	H.B. トンプソン中等	364-5760
リチャード フェイバー	サヨセット高等学校	364-5675

委員会は、行動規範の効率的実行を確保する為、全学区職員の現職者用教育プログラムを後援する。教育長は、生徒指導と懲戒に関係ある現職者用プログラムに関して学区職員、特に教員及び、行政職員の推薦を要請する。

行動規範の再検証

委員会は、毎年、行動規範を再検証し必要に応じてアップデートする。再検証するにあたって委員会は、規範規定の有効性及び、規範が適正に一貫して適用されたかを検討する。

委員会は、規範及び、行動規範違反に対しての学区の対応の再検証を補助する為、諮問委員会を任命できる。（諮問）委員会は、生徒、教員、行政職員及び、保護者会の代表者達、学校安全職員及び、他学校職員からなる。

[ここに入力]

行動規範

この規範に関していかなる改正を適用する前に委員会は、学校職員、保護者会、学校安全担当者、生徒及び、他興味ある者、誰でも参加できる公聴会を最低一度、開く。

行動規範及び、それに対してのいかなる改正は、採用後 30 日以内に教育委員に提出される。

改定済 8/16/10

改定済 9/24/12

改定済 7/2/13

改定済 6/14

改定済 4/23/15

改定済 8/15/16

[ここに入力]